

令和6年9月24日  
原子力安全対策課  
(06-28)  
<10時資料配付>

## 高浜発電所3号機の新燃料輸送について

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

### 記

高浜発電所3号機（加圧水型軽水炉；定格電気出力87.0万kW）は、新燃料集合体44体を米国フラマトム社より輸入し、本日、同発電所へ受け入れた。

#### 1. 輸送年月日

令和6年9月20日 06時00分      東京港（東京都）      発

令和6年9月21日 06時00分      高浜発電所              着

#### 2. 輸送数量等

新燃料集合体              44体

輸送容器                  22個

#### 3. 輸送物の種類

A型核分裂性輸送物

#### 4. 輸送方法

陸上輸送

|                                        |
|----------------------------------------|
| 問い合わせ先（担当：小中）<br>内線2353・直通0776(20)0314 |
|----------------------------------------|

## 「輸送における安全性について」

### 1. 輸送物の種類

A型核分裂性輸送物

### 2. 輸送容器の概要

型式；MF C－1 型

形状；円筒形

寸法；全長約 5 m、外径約 1 m

重量；約 4.2 トン（輸送容器だけで約 2.8 トン）

材質；鋼鉄製

### 3. 輸送物の安全確認

本輸送物（A型核分裂性輸送物）については、別添に示す国の安全基準を満たすことを、原子力規制委員会により確認されたものである。

### 4. 輸送上の安全対策

輸送にあたっては、車両の積付け・標識等、輸送上の十分な安全対策を実施している。

なお、万一緊急の事態が生じた場合にも、最寄りの消防・警察・自治体および官庁等に連絡するとともに、適切な措置を取ることにしており、十分な安全対策が講じられることとなっている。

## 『A型核分裂性輸送物の安全基準』

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第59条に基づき国が定めている『A型核分裂性輸送物』に係わる技術上の基準の主なものは、以下のとおりである。

### ①線量当量率

表面で、 $2 \text{ ミリシーベルト／時以下}$   
表面から1 m離れた位置で、 $0.1 \text{ ミリシーベルト／時以下}$

### ②表面密度限度

$\alpha$ 線を放出する放射性物質の場合、 $0.4 \text{ ベクレル／cm}^2$ 以下  
 $\alpha$ 線を放出しない放射性物質の場合、 $4 \text{ ベクレル／cm}^2$ 以下

また、A型核分裂性輸送物の試験条件には、

### ①一般の試験条件

水の吹きつけ試験、自由落下試験、圧縮試験、貫通試験

### ②特別の試験条件

9 m落下試験、棒上の1 m落下試験、耐火試験、浸漬試験

があり、これらの厳しい諸条件下においても容器の健全性を維持し、臨界の防止を確保するよう、法令の基準値を満足することとなっている。